

バランスシート・行政コスト計算書の作成と分析

I. はじめに

現在地方公共団体が採用する会計は「現金主義・単式簿記」を基本としています。しかし、近年「発生主義・複式簿記」を基本とする企業会計的手法を導入する動きが広がっています。これは、現金の流れやその用途を明らかにすることを主眼とする現在の地方公共団体の会計制度では、現金以外の資産や負債のストック情報が蓄積されず、正確なコスト把握ができないなどの問題点を抱えていることによります。

このような問題点を補い、より効率的な行財政運営を目指すため、総務省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」において、平成 12 年に「バランスシート」、平成 13 年に「行政コスト計算書」の作成に関する統一的な作成指針(以下「総務省方式」とする)が示されました。更に平成 17 年には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、市区町村についても普通会計バランスシートの未作成団体にあっては早期に作成するとともに、連結貸借対照表の作成に積極的な取り組みの要請がなされています。また、「財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」「経済財政改革の基本方針 2007」等においても、引き続きその推進が要請されています。

南房総市においては、この総務省方式に基づき普通会計を対象としたバランスシートと行政コスト計算書を作成しました。

このバランスシートと行政コスト計算書は、資産や負債のストック情報、資産形成につながらない行政サービスのコスト情報を示したもので、従来の「歳入歳出決算書」とは違った形で市の財政状況を説明できる情報となるものです。

II. バランスシートについて

1. バランスシートとは

バランスシートとは、民間企業の財務状況を表した貸借対照表にあたるもので、ある特定の時点における財務情報(ストック情報)を表示した報告書で、資産、負債及び正味資産から構成されています。

バランスシートの左側を借方、右側を貸方といいます。

借方には、「資産」が表示され、これからの世代に残る財産状況、これまで投資された資金の用途状況などを確認することができます。

貸方には、「負債」及び「正味資産」が表示され、これからの世代が負担しなければならない借入金状況、これまでの世代が負担した資金状況などを確認することができます。

借 方	貸 方
資産の部 <input type="radio"/> 有形固定資産 <input type="radio"/> 投資等 投資及び出資金 貸付金 基金(積立金) <input type="radio"/> 流動資産 現金・預金 未収金	負債の部 <input type="radio"/> 固定負債 地方債 退職手当引当金 <input type="radio"/> 流動負債 <hr/> 正味資産の部 <input type="radio"/> 国庫支出金 <input type="radio"/> 県支出金 <input type="radio"/> 一般財源等

2. なぜバランスシートを作成するのか

現在の地方自治体の会計制度では、単年度の現金収支の会計情報(歳入、歳出)を中心とする「現金主義・単式簿記」方式が採用されています。

この方式では、現金の増減という面に着目して会計処理が行われるため、収支状況を明確にすることができるものの、自治体が保有する財産や将来の住民負担がどれだけあるのかはわかりません。これら地方自治体の投資の状況や将来の負担、また、老朽化の状況がわかれば、長期的な財政運営を図るうえで重要な指標となります。

こうしたことから、資産をはじめとする財政情報を、一覧でわかる企業会計的な「発生主義・複式簿記」の考え方を取り入れることにより、これまで整備してきた社会資本の状況、また、その整備に投資した資金の状況等を一覧で確認することができます。

■ 現金主義／発生主義

現金主義とは、日々の取引を現金の入金と出金に基づいて記録する方法です。これに対し発生主義とは、現金の収入・支出にかかわらず、原因となる行為の発生の日を標準に、その期間に帰属するすべての収益と費用を把握しようとする考え方です。

たとえば、後払いで物を購入した場合、現金主義では現金の動きがないため物の購入時点では何も記帳されませんが、発生主義では、債務の発生と考えて記帳されることとなります。

発生主義の最も大きな特徴は、減価償却と引当金という考え方にあります。

○ 減価償却

減価償却とは、有形固定資産を時の経過に合わせてその価値を減少させていく方法です。方法としては、「定額法」と「定率法」がありますが、総務省方式では「定額法」を採用しています。具体的には、下記の式により算出されます。

$$\text{各会計年度の減価償却費} = \text{取得価格} / \text{耐用年数}$$

※総務省方式では残存価格はゼロとされています。

バランスシート上の資産は減価償却後の金額を計上しますが、減価償却費そのものは単年度コストという認識にたち行政コスト計算書に計上されます。

○ 引当金

引当金とは、将来における特定の支出に対する準備額をいい、バランスシートには退職給与引当金があります。退職給与引当金とは、全職員が年度末に普通退職で退職すると仮定した場合の退職金支払予定額をいいます。総務省方式では、退職給与引当金がバランスシート上の負債に、前年度計上額との差額(退職給与引当金繰入)が行政コスト計算書に計上されます。

3. 作成基準

バランスシートの作成は次のことを基本としています。

- ・普通会計を対象とする。
- ・取得原価主義を採用する。
- ・決算統計データ(昭和44年度以降)を基礎数値として用いる。
- ・一年基準を採用する。

バランスシートの表示上、流動、固定を分類するにあたり、「貸借対照表日の翌日から一年以内に入金または支出の期限が到来するものを流動資産または流動負債とし、それ以外のものを固定資産、固定負債とする。

- ・会計年度の最終日をバランスシート作成の基準日とする。
 - ・出納整理期間における出納については、バランスシート作成の基準日までに終了したものととして処理する。

■ 資産

一会計年度を超えて、地方公共団体の経営資源として用いられると見込まれるものとし、「有形固定資産」、「投資等」及び「流動資産」に分類して表示しています。

○ 有形固定資産

- ・ 実際に投下した税等の資金の運用形態を表す観点から、取得原価主義を採用しています。

- ・ 翌年度以降に継承される資産を把握するため、土地以外のものについては下記の耐用年数表による定額法により減価償却を行っています。
 - ・ 国等より補助金等の交付を受けて有形固定資産を整備した場合は、実際に有形固定資産を所有・管理することから、資産として計上しています。
 - ・ 他団体(国、県、一部事務組合、民間等)に支出した補助金、負担金等は、本市以外に有形固定資産が形成されるため、計上していません。
- なお、これらの支出に関する情報もストックに関連する情報となるため、附属書類により表示しています。

【有形固定資産耐用年数表】

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総務費		7 土木費	
(1) 庁舎等	50	(1) 道路	15
(2) その他	25	(2) 橋りょう	60
2 民生費		(3) 河川	50
(1) 保育所	30	(4) 砂防	50
(2) その他	25	(5) 海岸保全	50
3 衛生費	25	(6) 港湾	50
4 労働費	25	(7) 都市計画	
5 農林水産業費		ア 街路	15
(1) 造林	25	イ 都市下水道	20
(2) 林道	15	ウ 区画整理	40
(3) 治山	30	エ 公園	40
(4) 砂防	50	オ その他	25
(5) 漁港	50	(8) 住宅	40
(6) 農業農村整備	20	(9) 空港	25
(7) 海岸保全	50	(10) その他	25
(8) その他	25	8 消防費	
6 商工費	25	(1) 庁舎	50
		(2) その他	10
		9 教育費	50
		10 その他	25

○ 投資等

「投資及び出資金」、「貸付金」、「基金」及び「退職手当組合積立金」に分類し、「投資及び出資金」については額面により評価、計上しています。

また、基金のうち流動性の高いものについては、流動資産に分類しています。

○ 流動資産

流動性の高い基金である「財政調整基金」及び「減債基金」、形式収支に相当する「歳計現金」並びに「未収金」に分類して表示しています。

また「未収金」は、「地方税」及び使用料等の未収に係る「その他」に区分して表示しています。

■ 負債

将来において支払いや返済の必要があるものをいい、「固定負債」、「流動負債」に分類して表示しています。

○ 地方債

地方債残高のうち、翌年度支出予定の元金償還額を流動負債、それ以外を固定負債に計上しています。

○ 債務負担行為

PFI 等の手法により整備した資産で、既に物件の引渡しを受けたものについて、翌年度以降支出予定額を計上しています。

また、第三セクター等の損失補償等に係る債務負担行為については、既に履行すべき額が確定したのものについて計上し、偶発債務に相当するものは欄外注記としています。

その他の債務負担行為設定額については、欄外注記としています。

○ 退職給与引当金

職員に対しては、その勤続年数に応じて退職手当を支給することが条例で定められていることから、年度末に職員全員(当該年度末退職者を除く。)が普通退職したと想定した場合の要支給額を引当金として計上しています。推計方法として下記の式を使用しています。

$$\boxed{\text{退職給与引当金} = \text{対象職員数} \times \text{平均給料月額} \times \text{平均勤続年数による普通退職の支給率}}$$

○ 翌年度繰上充用金

使途が投資的経費に限定されませんが、流動負債として計上しています。

■ 正味資産

有形固定資産等の資産形成のための資金のうちで、返済の必要のない資金をいい、税や国、県からの補助金等で取得している金額を表示しています。

○ 国庫支出金、県支出金

資産形成のために充てられた「国庫支出金」、「県支出金」の累計額で、用地取得費に充てられたもの以外は耐用年数に合わせて償却を行っています。

○ 一般財源等

資産形成のために充てられた資金のうち住民からの税等によるもので、下記の式により算出されます。

$$\text{一般財源等} = \text{資産合計} - \text{負債合計} - (\text{国庫支出金} + \text{県支出金})$$

4. 平成 18 年度バランスシートからわかること

「財産の合計」は 815 億 1,645 万 3 千円、「今後支払う借金等負債の合計」は 297 億 302 万 4 千円、「今後支払う必要のない正味の財産合計」は 518 億 1,342 万 9 千円となっています。

さらに詳しくみると、南房総市は平成 18 年度末までに 685 億 9,063 万 7 千円の建物や土地などの財産を築き、投資や基金・現金など 129 億 2,581 万 6 千円の財産を保有していますが、これらの財産に対しては、518 億 1,342 万 9 千円の支払いを終え、今後 263 億 3,575 万円の市債償還など、297 億 302 万 4 千円の借金等を支払っていかねばならないことがわかります。

297 億 302 万 4 千円の借金等の返済に対して資金手当として使える財産は、現金・預金 36 億 6,502 万 1 千円となっています。今後支払う借金の財源としては、将来の市税収入や国からの交付金などに依存することとなりますが、税収や国からの交付金等の大幅な増加が見込まれないことから、今後は、より一層の財政健全化を進めていく必要があります。

5. 前年度バランスシートとの比較

平成 17 年度のバランスシートと比較すると、資産は 12 億 1,042 万円(1.5%)の減となっています。これに対して、負債は 8,266 万 4 千円(0.3%)の増、正味資産は 12 億 9,308 万 4 千円(2.4%)の減となっています。

増減の内訳を見てみると、資産では投資及び出資金や基金の増加により投資等及び流動資産は増加していますが、有形固定資産の減少が大きくなっています。有形固定資産の減少は、減価償却により有形固定資産が減少し、新規の整備よりも老朽化が進んだことによります。

負債の増加については、市債の残高が、4 億 7,475 万 3 千円(1.8%)の減少となったものの退職給与引当金が 5 億 5,741 万 7 千円(19.8%)の増加となったためです。これは、平均勤続年数による普通退職の支給率の増加が主な要因となっています。

6. バランスシートによる財政分析指標

(1) 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本の整備の結果を示す有形固定資産のうち、正味資産による整備の割合を見ることにより、これまでの世代によって負担された割合を見ることができます。
また、負債に着目すれば、将来返済しなければならない分の割合をみるることができます。

①社会資本形成の過去世代負担比率・・・正味資産合計／有形固定資産合計

有形固定資産の形成のためにこれまでの世代がどれだけ負担したか正味資産の割合。割合が高いほど将来の世代の負担が少なく健全であるといえる。

②社会資本形成の将来世代負担比率・・・負債／有形固定資産合計

有形固定資産の形成に充てた負債の割合。割合が低いほど将来の世代の負担が少なく健全であるといえる。

(単位:百万円)

項目	平成 18 年度	平成 17 年度	増減	増減率
有形固定資産合計 A	68,591	70,936	△2,345	△3.3%
正味資産合計 B	51,813	53,107	△1,294	△2.4%
負債合計 C	29,703	29,620	83	0.3%
過去世代負担比率 B/A	75.5%	74.9%	0.6	
将来世代負担比率 C/A	43.3%	41.8%	1.5	

(注) 正味資産及び負債の残高には、有形固定資産形成に関わる以外のものも含まれているため、両比率を合算しても100%にはなりません。

◇平成18年度の社会資本形成の過去世代比率は75.5%で0.6ポイント増加し、将来世代負担比率は、43.3%で1.5ポイント増加しています。これは、正味資産の減少に比べ、有形固定資産の減少が大きかったこと、退職給与引当金の増加が大きかったことによります。

(2) 予算額対資産比率

歳入合計に対する資産の比率を計算することにより、資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

① 予算額対資産比率・・・資産合計／歳入合計

歳入総額に対する資産の比率を計算することにより、ストックである資産に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。この比率により、これまで団体が資本的支出に重点を置いていたのか、費用的支出に重点を置いていたのかが示され、年数が多いほど、すでに社会資本整備ができていると考えられます。

② 予算額対有形固定資産比率・・・有形固定資産合計／歳入合計

有形固定資産の形成に、何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。この比率が高いほどすでに社会資本整備ができていると考えられますが、その反面維持管理経費が増え財政的な負担を強いられる場合もあります。

(単位:百万円)

項 目		平成 18 年度	平成 17 年度	増減	増減率
歳入合計	A	20,031	23,373	△3,342	△14.3%
資産合計	B	81,516	82,727	△1,211	△1.5%
有形固定資産合計	C	68,591	70,936	△2,345	△3.3%
予算額対資産比率	B/A	4.07 年	3.54 年	0.53 年	
予算額対有形固定資産比率	C/A	3.42 年	3.03 年	0.39 年	

◇平成 18 年度の「予算額対資産比率」は、平成 17 年度に比べ 0.53 年増の 4.07 年となりました。これは「資産合計」が 1.5%減少したものの、「歳入合計」が 14.3%減少とより大きく減少したことによりです。「予算額対有形固定資産比率」は、平成 17 年度に比べ 0.39 年増の 3.42 年となりました。これも「有形固定資産合計」が減少したものの、それ以上に「歳入合計」が減少したことによりです。

(3) 正味資産比率

企業会計でいう自己資本比率に相当し、この正味資産比率が高いほど財政状況が健全であると考えられます。ただし、ここでの地方公共団体の正味資産は、「これまでの世代の社会資本形成の負担額」であり、企業会計の資本金や利益の蓄積とは異なるため正味資産比率が高いことがそのまま投資余力があるという判断にはつながりません。

① 正味資産比率・・・正味資産合計／負債・正味資産合計

(単位:百万円)

項 目		平成 18 年度	平成 17 年度	増減	増減率
正味資産合計	A	51,813	53,107	△1,294	△2.4%
負債・正味資産合計	B	81,516	82,727	△1,211	△1.5%
正味資産比率	A/B	63.6%	64.2%	△0.6%	

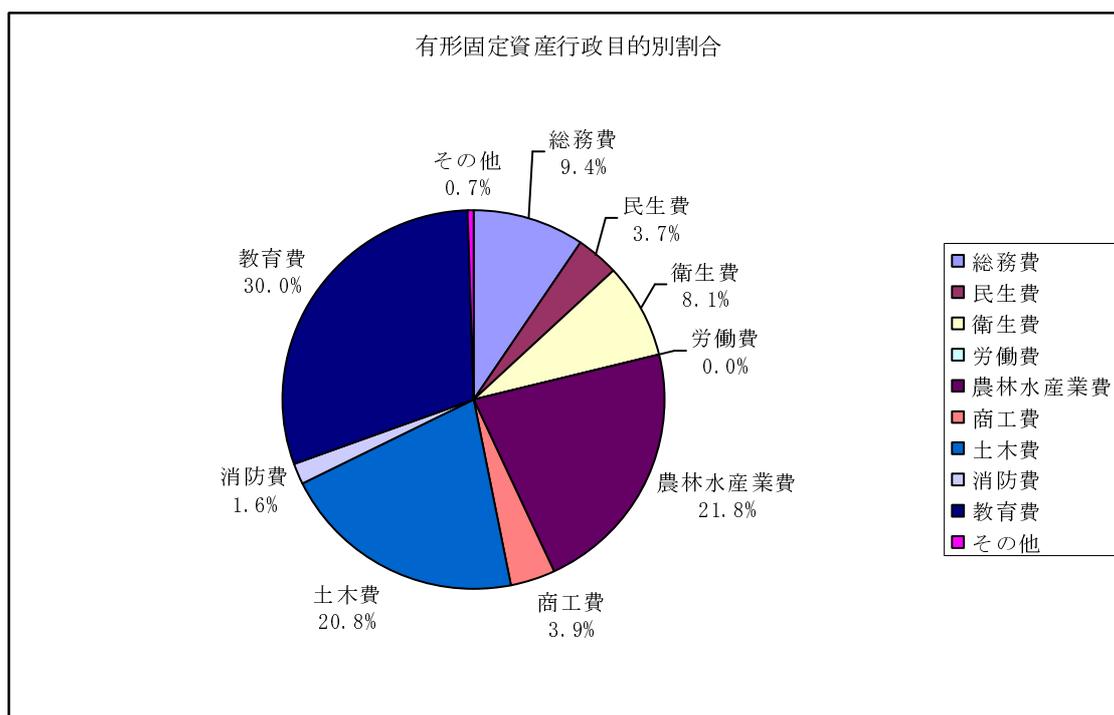
◇平成 18 年度の「正味資産比率」は、平成 17 年度に比べ 0.6 ポイント減の 63.6%となりました。これは減価償却による有形固定資産の減少が大きく、これまでの世代が負担した形である正味資産が下がったことによります。

(4)有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産の行政目的別の割合を見ることにより、行政分野ごとの資産形成の比重を把握することができます。

この社会資本形成割合を地方公共団体の基本構想や長期計画などと比較することで、現在の団体の位置を確認し、そのうえで将来インフラ整備に何が必要であるかといった社会投資の判断に関する羅針盤的な役割を果たします。

①有形固定資産の行政目的別割合・・・行政目的別有形固定資産／有形固定資産合計



◇有形固定資産の行政目的別割合をしてみると、小・中学校、幼稚園、公民館等が計上されている教育費が 205 億 6,278 万 6 千円で 30.0%、農業農村整備、林道、漁港等が計上されている農林水産業費が 149 億 6,881 万 5 千円で 21.8%、道路などの土木費が 142 億 8,942 万 6 千円で 20.8%と大きくなっています。次いで、総務費が 64 億 5,933 万 2 千円、9.4%、衛生費が 55 億 6,967 万 7 千円、8.1%、商工費が 26 億 7,158 万 8 千円、3.9%、民生費が 25 億 938 万 6 千円、3.7%となっています。

平成 18 年度においては、全ての行政分野において有形固定資産が減少しています。

(5) 市民一人当たりバランスシート

バランスシートの数値を市民一人当たりで算出することにより、より市民の皆様にも実感を持っていただける数値とすることができるとともに、市町村の人口規模等に影響されることなく他自治体との比較を行うことができます。

◇平成 18 年度末現在の市民一人当たりの総資産は、180 万 5 千円、一人当たりの負債は、65 万 8 千円となっています。平成 17 年度末に比べ総資産は、3 万 2 千円(2.1%)減少し、負債は、1 万円(1.6%)増加しています。

また、負債の内訳をみると、市民一人当たりの地方債の将来負担は、平成 18 年度末で 58 万 3 千円となり、平成 17 年度末より 3 千円(0.5%)減少しています。

Ⅲ. 行政コスト計算書について

1. 行政コスト計算書とは

バランスシートが市の資産・負債などのストックに関する情報を示すのに対し、行政コスト計算書は、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない当該年度の行政サービスの提供にかかるコストとそれに対応する収入を表したもので、発生主義という企業会計の考え方を採用して作成したものです。

行政コスト計算書は企業会計で見られる「損益計算書」にあたるもので、税金や受益者の負担を財源とする行政サービスが、どれだけの費用をかけて提供されたかを、コストという側面から分析するための表です。

2. なぜ行政コスト計算書を作成するのか

地方公共団体の行政活動はバランスシートで計上されるように資産形成につながるものだけではなく、医療費の助成や生活保護に係る費用、保育所運営、教育など資産形成につながらないサービスに係る費用も大きな比重を占めています。

行政コスト計算書は、これらのサービスに要したコストと財源となる税金や手数料などの収入の関係を明らかにした計算書をいいます。発生主義の考え方に基づき減価償却費や退職給与引当金などの非現金支出もコストとして把握しており、地方公共団体の1年間の発生費用全体であるトータルコストを把握することができます。

行政コスト計算書の構成は、コストに係る部分と収入項目に分類されます。コストに係る部分は、性質別に「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」に分類され、総合的あるいは横断的な視点から分析することで、行政全体にかかるコストの改善につなげることができます。

コスト計算書から住民一人当たりのサービスコストを示すことで、他市との比較を行い適正コストのあり方が検証できます。また、収入項目は、コストに対応する財源を示すもので、用途に定めのない一般財源と定めのある特定財源に分類されます。コストと収入を比較することで、サービスの適正な受益者負担(採算性)のあり方を検証するデータとすることができます。

しかし、行政サービスの効率性を検討するには、コスト情報だけでは不十分です。コストに加えて、提供するサービスの質や量について、住民の満足度等の指標の情報と併せて総合的に検討する必要があります。そのような点から行政評価とのリンクが不可欠となります。

3. 作成基準

行政コスト計算書の作成は次のことを基本としています。

- ・普通会計を対象とする。
- ・現金の出納に止まらず、当該年度の住民に提供した行政サービスに要した全てのコスト(現金支出に、減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金といった非現金支出を加えたもの)を計上する。
- ・決算統計を基本データとして作成する。

■ コスト計算書の表示について

「人にかかるコスト」……1 「移転支的的なコスト」…3

「物にかかるコスト」……2 「その他のコスト」……4

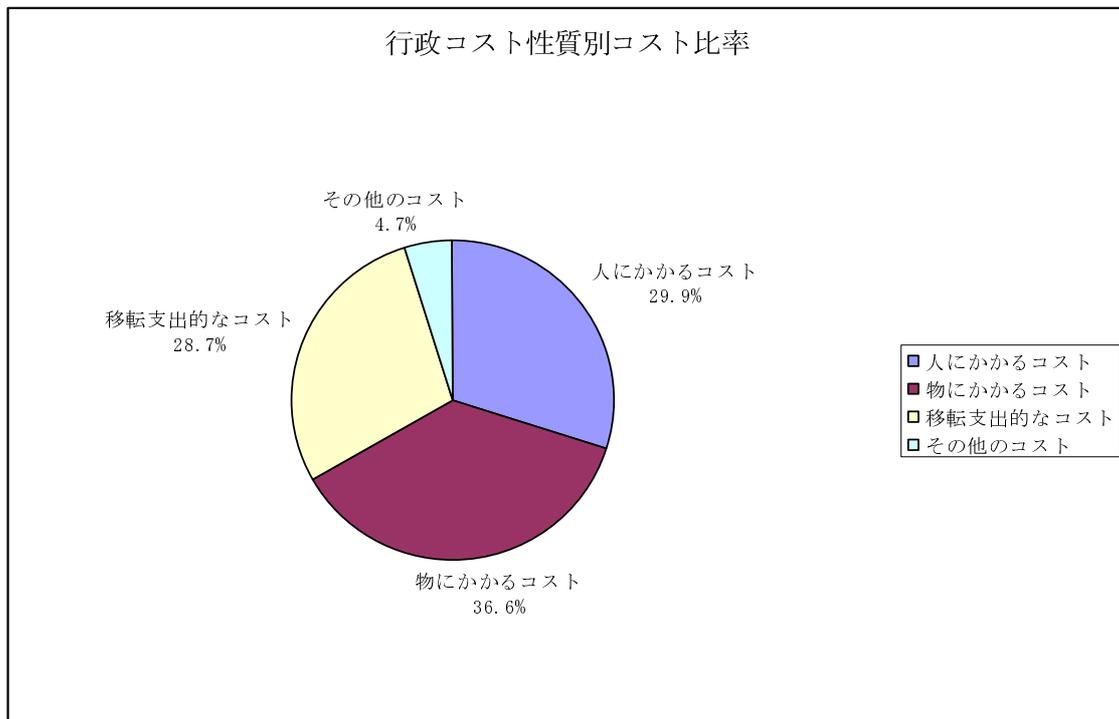
4. 平成 18 年度行政コスト計算書からわかること

平成 18 年度行政コスト計算書では、行政コスト総額は 184 億 7,809 万 4 千円で、収入は 167 億 2,172 万 2 千円となっています。この結果、収支差引額は 17 億 5,637 万 2 千円の赤字となっています。

また、バランスシート上の有形固定資産を減価償却するのに合わせ、その財源となった正味資産の国庫支出金・県支出金も償却していくのに応じ、相当分の一般財源が増加することとなり、その額 11 億 314 万 8 千円を加算した 6 億 5,322 万 4 千円が平成 18 年度の行政活動により減少した一般財源となります。

行政コストを性質別に見ると、減価償却費や物件費からなる「物にかかるコスト」が 67 億 7,097 万円(36.6%)と最も大きく、次に人件費などの「人にかかるコスト」が 55 億 2,829 万 1 千円(29.9%)、扶助費や補助費からなる「移転支的的なコスト」が 53 億 669 万円(28.7%)、災害復旧事業や公債費(利子分)からなる「その他のコスト」が 8 億 7,214 万 3 千円(4.7%)となっています。

収入項目では、総収入のうち地方税や地方交付税などの一般財源が 143 億 9,725 万 4 千円(86.1%)、使用料・手数料や国庫支出金などの特定財源が 23 億 2,446 万 8 千円(13.9%)となっています。

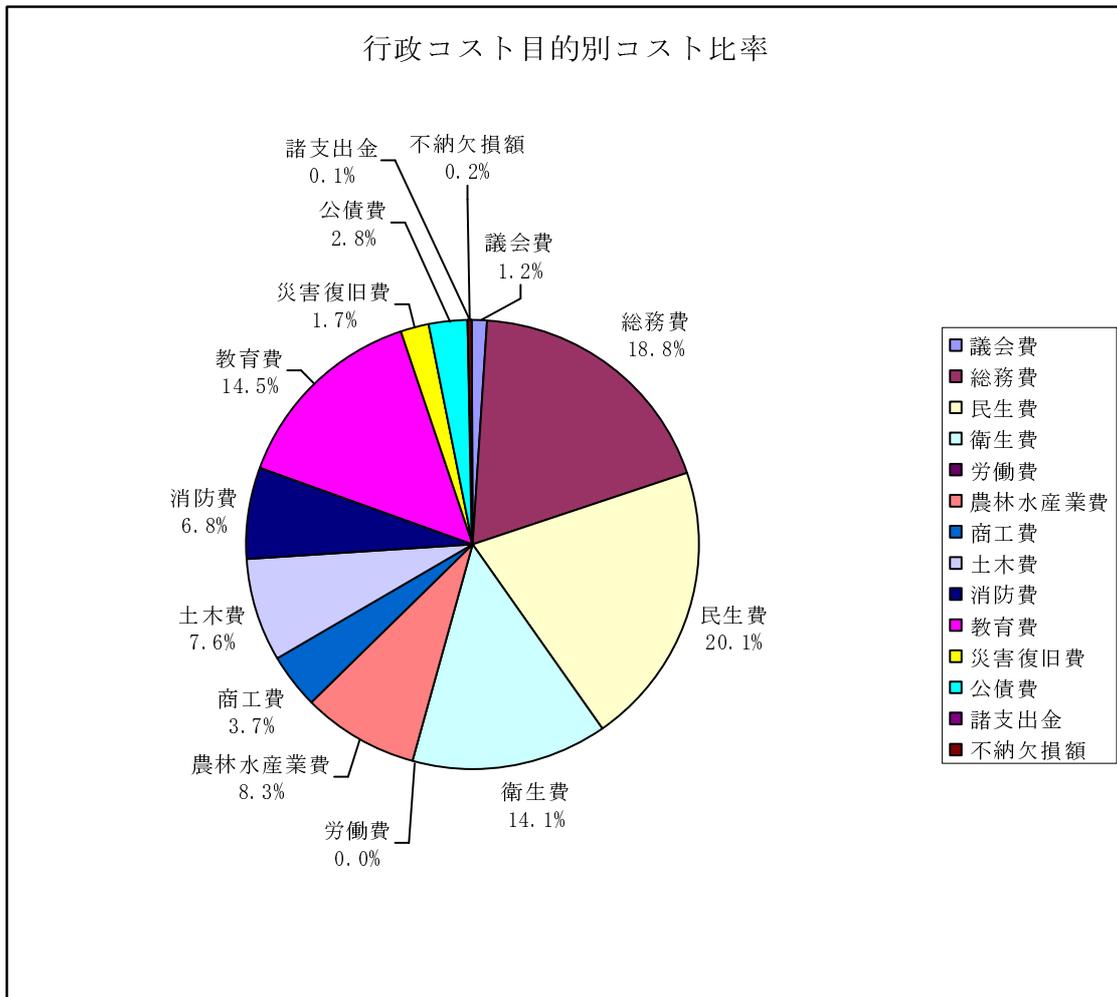


(注) 端数調整により合計は 100 とならない。

5. 行政コスト計算書の目的別分類について

行政コスト計算書を目的別に分類することにより各分野別で1年間の行政活動にどれだけのコストが生じているかを把握することができます。

南房総市では、医療給付費や生活保護費などの扶助費や国民健康保険特別会計、老人保健特別会計及び介護保険特別会計への繰出金が多い民生費が 37 億 2,242 万 4 千円と最も多く、全体の 20.1%を占め、次いで本庁舎や各支所などの管理運営の人件費、物件費が多い総務費が 34 億 6,872 万 2 千円、18.8%、教育費が 26 億 7,265 万 4 千円、14.5%、衛生費 26 億 922 万 1 千円、14.1%、農林水産業費 15 億 3,645 万 9 千円、8.3%、土木費 14 億 650 万 1 千円、7.6%、消防費 12 億 4,948 万 1 千円、6.8%となっています。



(注) 端数調整により合計は 100 とならない。

6. 市民一人当たり行政コスト計算書

行政コスト計算書の数値を市民一人当たりで算出することにより、より市民の皆様にも実感を持っていただける数値とすることができるとともに、市町村の人口規模等に影響されることなく他自治体との比較を行うことができます。

◆平成18年度の市民一人当たりの行政コストは、40万9千円、そのうち、「人にかかるコスト」は、12万2千円、「物にかかるコスト」は、15万円、「移転支的コスト」は、11万8千円、「その他のコスト」は、1万9千円となっています。

7. バランスシートと行政コスト計算書との関連は

民間企業の財務諸表である貸借対照表と損益計算書は、貸借対照表の期首から期末へ1年間の利益(損益)の動きが、損益計算書で示される関係にあります。

南房総市のバランスシートと行政コスト計算書も同じような関係にあります。つまり、バランスシートの正味資産の期首・期末一般財源の1年間の増減を行政コスト計算書で明らかにしているため、バランスシートの正味資産一般財源等の増減額が行政コスト計算書の一般財源等増減額と等しくなる関係にあります。

IV. おわりに

今回は普通会計を対象とした平成 18 年度末のバランスシート、行政コスト計算書を作成しました。これらの分析については、今後一層精度を高め、南房総市の目指すべき財政の姿を見極める重要な資料として、また、南房総市の財政の姿を市民へわかりやすく説明する資料として充実していかなければなりません。行政コスト計算書については、行革の集中改革プランでも導入が明記されている行政評価制度への活用等を図るなど、財政健全化に向けた重要な資料として活用し、対策を講じなければなりません。

また、地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成 18 年 8 月 31 日総務事務次官通知)によれば、地方公共団体は「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、「連結財務書類4表」(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)の整備を標準形とした関連団体等も含む連結ベースでの公会計の整備に取り組むこととされており、今後は、普通会計だけでなく企業会計や一部事務組合等を含めた連結財務諸表の作成をしていかなければなりません。

◆キャッシュ・フロー計算書について

I. キャッシュ・フロー計算書とは

◎キャッシュ・フローの意義

キャッシュ・フローとは資金の増加又は減少を意味し、一会計年度におけるそのキャッシュ・フローの状況を表示するものをキャッシュ・フロー計算書といいます。

すなわち、このキャッシュ・フロー計算書は、行政活動を資金の流れからみたものであり、年初と年度末の資金(財政調整基金、減債基金及び歳計現金)の増減内訳を一表にしたものです。

公会計では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成していることから、損益計算書に重点をおいた複式簿記を採用している企業会計よりも、キャッシュ・フロー計算書は馴染み深いものであるといえます。基本的な考え方は、各地方公共団体で作成されている「歳入歳出決算書」と同様ですが、キャッシュ・フロー(歳入歳出)を、一定の活動区分(行政活動・投資活動・財務活動)別に表示することにより、それぞれの活動における資金調達の源泉及び資金使途を明確にすることができ、行政経営に関する新たな情報を入手することができます。

II. 活動区分別のキャッシュ・フロー

公会計においても、企業会計にならって「行政活動」「投資活動」「財務活動」の3つの活動区分によりキャッシュ・フローを表示することにより、これら活動区分別に資金調達源泉及びその使途を明確にすることによって、行政活動別のキャッシュ・フローの内訳及び収支状況が明確になります。

(1) 行政活動によるキャッシュ・フロー

「行政活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、地方公共団体において経常的に行われる行政活動から発生するキャッシュ・フローが記載されています。

具体的には、税収、施設利用料や発行手数料等の収入、交付金等の収受、人件費や少額物品(消耗品)等の購入、建物等の維持管理支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローが記載されます。

この「行政活動によるキャッシュ・フロー」は、これまで財政指標としていた「経常収支比率」とほぼ同様の考え方によっており、この黒字額が小さい場合には財政構造が硬直化しているため、行政活動支出の削減に努めることが必要となります。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、固定資産の取得及び売却、固定資産の取得財源としての国庫支出金収入、外郭団体への出資、貸付による収支といった投資的なキャッシュ・フローが記載されています。このほか、基金への積立てや基金からの取崩し、他会計への繰出金についても、このキャッシュ・フロー計算書が普通会計を前提として作成されていることから、投資活動の一環として考え、投資活動区分に記載されます。

社会資本形成を表す投資活動による支出を、起債といった将来負担によって賄わないためには、この「投資活動によるキャッシュ・フロー」のマイナスの額を「行政活動によるキャッシュ・フロー」の黒字額の範囲内に抑えることが必要となります。

行政活動と投資活動のキャッシュ・フローの合計額がマイナスになる場合には、その投資支出が借入金等の外部資金によって賄われることとなるため、将来キャッシュ・フローの計算等を見据えた慎重な検討が必要となります。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、地方債の発行・償還による収入・支出といった財務活動によるキャッシュ・フローが記載されます。「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、行政活動及び投資活動の結果から生じたキャッシュ・フローの差額を財務活動によってどのように補ったかを表したものです。